令和4年10月1日 条例第2号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条の規定に基づく公告式は、この条例の 定めるところによる。

(条例の公布)

- 第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文および年月日を記入して、その末尾に 管理者が署名しなければならない。
- 2 条例の公布は、別表の掲示場に掲示してこれを行う。

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は、規則にこれを準用する。

(規程の公表)

- 第4条 規則を除くほか、管理者の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年 月日および管理者名を記入して、管理者印を押さなければならない。
- 2 第2条第2項の規定は、前項の規程にこれを準用する。

(組合の機関の定める規則および規程の公表)

- 第5条 第2条の規定は、組合の機関の定める規則で、公表を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「管理者」とあるのは、「当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。
- 2 前条の規定は、組合の機関の定める規程で公表を要するものについて準用する。この場合に おいて、同条第1項中「管理者」とあるのは「当該機関または当該機関を代表する者」と、 「管理者名」とあるのは「当該機関名または当該機関を代表する者の氏名」と、「管理者印」 とあるのは「当該機関の印または当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(規則および規程の施行期日)

第6条 規則または組合の機関の定める規則もしくは規程は、それぞれ当該規則または規程をもって特に施行期日を定めることができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 別表 (第2条関係)

名 称	所 在 地
草津市役所	草津市草津三丁目13番30号
栗東市役所	栗東市安養寺一丁目13番33号